

議案第79号

岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例及び岩倉市水道事業の設置に関する条例の一部改正について

岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例及び岩倉市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年12月4日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例及び岩倉市水道事業
の設置に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条
の2の8第8項」に改める。

- (1) 岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成30年岩倉市条
例第36号）第6条
- (2) 岩倉市水道事業の設置に関する条例（昭和46年岩倉市条例第75
号）第5条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。